別紙様式第五十二を次のように改める。

別紙様式第五十二

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

対内直接投資等に係る内部留保等に関する報告書
（　　年　　月決算）

財 務 大 臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
名 称 及 び
代表者の氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の業種番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
住所又は所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1．概況

外国投資家名		当社の設立年	年	
外国投資家の業種番号		外国投資家の当社への出資割合	当　期	前　期
外国投資家の所在国（地域）名			%	%

2．当社の主要資産負債勘定

（百万円）

科　　目	当　　期	科　　目	当　　期
当社から上記外国投資家への貸付金残高		当社による上記外国投資家からの借入金残高	
当社から上記外国投資家への債券投資残高		上記外国投資家から当社への債券投資残高	
当社から上記外国投資家への出資残高		上記外国投資家から当社への出資残高	
		当社の内部留保残高	当期
			前期

（記入要領）　1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「報告者の業種番号」及び「外国投資家の業種番号」欄には、本省令別表第３に定める番号を記入すること。
4　「外国投資家の当社への出資割合」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定出資の割合を記入すること。
5　「当社から上記外国投資家への貸付金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等（法第16条の２に定める「銀行等」をいう。以下同じ。）及び「非居住者に対する貸付け等の実行の状況に関する報告書」を提出している保険会社は記入を要しない。
6　「当社による上記外国投資家からの借入金残高」欄については、「資産負債状況報告書」を提出している銀行等は記入を要しない。
7　「上記外国投資家から当社への出資残高」欄は、報告者が特定目的会社の場合には、当該外国投資家に所有される特定資本金の額と優先資本金の額を合計した金額を記入すること。
8　「当社の内部留保残高」欄には、自己資本から資本金、資本準備金、配当金及び評価損益を除いた金額を記入すること。

（日本工業規格Ａ４）

別紙様式第五十四を次のように改める。

別紙様式第五十四

根拠法規：外国為替の取引等の報告に関する省令
主務官庁：財　務　省

海外預金の残高に関する報告書
（　　年　　月末）

財 務 大 臣　殿
（日本銀行経由）

報告年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報　告　者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
報告者の区分（該当分に○）
１．公的　　２．銀行　　３．その他
住 所 又 は 所 在 地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
責任者記名押印又は署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者の氏名（電話番号）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　報告通貨（該当分に○）　イ．円（２．に換算方法を記入）　ロ．円以外（　　）
（（　）内に通貨名を記入すること。）

2　外国通貨の本邦通貨への換算方法（該当分に○。ハの場合には（　）内に使用した換算レートを記入すること。）
イ．月中平均レート　ロ．月末レート　ハ．その他＜社内レート等＞
（　　）

（単位：百万円・千通貨単位）

海 外 預 金 残 高	

（記入要領）　1　西暦により記入すること。
2　「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
3　「海外預金残高」欄には、月末残高が１億円相当額を超える海外預金口座の残高の合計額を報告すること。ただし、月末残高が１億円相当額以下のものを含めて集計しても差し支えない。
4　本省令別紙様式第15の２により報告した、証券の貸借取引に伴う現金担保金の残高および別紙様式第27により報告した、デリバティブ取引に伴う担保金・証拠金の残高については、本報告の対象外である。
5　原通貨により報告する場合は、通貨別に別葉にすること。

（日本工業規格Ａ４）